

●香川県告示第247号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成25年5月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託年月日
略				略			
香川県立ミュージアムの観覧料及び音声ガイドシステムの使用料並びに物品売払代金の収納事務	アビリティセンター株式会社	愛媛県新居浜市坂井町2丁目3番17号	<u>平成25年4月1日</u>	香川県立ミュージアムの観覧料及び物品売払代金の収納事務	アビリティセンター株式会社	愛媛県新居浜市坂井町2丁目3番17号	<u>平成23年4月1日</u>
略				略			